

Tax Brief - Vietnam

2009年5月

新法令

国際輸送、航空事業及び船舶事業に対する付加価値税0%の適用

税関手続、税関管理、検問、輸出入関税についての規則

国境経済区における財政メカニズム及び財政政策

ベトナム上場企業へ投資する外国人投資家にたいする投資制限

投資と消費を促進するための追加税政策

ASEAN-日本の包括的経済連携協定に関するガイダンス

関連文書

2009年1月1日以前に受け取った前受金に課せられるVATの申告

納税義務を履行していない場合のベトナムからの出国阻止

その他情報

失業保険に関するガイダンス

工業団地・輸出加工区・経済区にある外国企業(FDI)に対する投資ライセンス



新法令

国際輸送、航空事業及び船舶事業に対する付加価値税 0%の適用

2009年6月02日付で財務省は Circular 112/2009/TT-BTC を発行しました。これは国際輸送、航空事業及び船舶事業に対する付加価値税 0%の適用条件に関するガイダンスとなっています。当該 Circular は 2009年7月16日から施行されます。注意すべき事項は以下の通りです。

国際輸送

付加価値税 0%を適用するためには以下の書類を整備しなければなりません。

- ベトナムからベトナム国外へ、またはベトナム国外からベトナムへの輸送における、輸送会社と利用者との間の荷物及び貨物に関する契約関係書類（乗客輸送の場合は搭乗券）。なお、輸送契約に国内輸送が含まれている場合には、当該国内輸送も国際輸送に含められます。
- 銀行支払書類または銀行支払と同等とみなすことができる書類。なお、乗客輸送の場合には、直接支払ったことを証明する書類で十分です。

航空事業

国際便乗り入れ空港内における航空関連業務(ケータリングサービス、離陸・着陸サービス、運搬サービス、セキュリティサービス及びフライトオペレーションサービスなど)に付加価値税 0%を適用するためには、以下の書類を整備しなければなりません。

- 外国企業または外国航空会社との間の業務契約書類。
- 銀行支払書類または銀行支払と同等とみなすことができる書類。なお、特別な場合においては直接支払ったことを証明する書類で十分です。

※ベトナムの空港からの国際便における乗客サービス料金もまた、付加価値税 0%の対象となります。

船舶事業

港で行われる港湾業務(船舶の誘導、救命、積み下ろし、荷造り・荷解き、船倉の開閉、清掃業務など)に付加価値税 0%を適用するためには、以下の書類を整備しなければなりません。

- 外国企業または外国代理店との契約関係書類。
- 銀行支払書類または銀行支払と同等とみなすことができる書類。

税関手続、税関管理、検問、輸出入関税についての規則

2009年4月20日付で財務省は Circular 79/2009/TT-BTC を発行しました。これは税関手続、検査、税関管理、検問、輸出入関税に関するガイダンスとなっています。以下の Circular が当該 Circular に置き換わっています。

- 2005年12月15日付の Circular 112/2005/TT-BTC ;
- 2005年12月15日付の Circular 114/2005/TT-BTC ;
- 2007年6月14日付の Circular 59/2007/TT-BTC ;
- 2009年1月13日付の Circular 05/2009/TT-BTC
- 関連 Official Letter

Circular 79/2009/TT-BTC は 2009年6月5日から施行されます。注意すべき事項は以下の通りです。

通関手続

①通関規則を厳守する輸入者

同 Circular において輸入者が税関規則を遵守しているかどうかの判断基準が拡大されています。当該 Circular によると、“税額の過少申告や免税・減税・還付の過大申告によるペナルティを、税関当局の管轄外で徴収された事例が2回以上ないこと”というのが税関規則を遵守する輸入者の一つの判断基準となっています。以前は、同様のペナルティを税関当局の管轄内で徴収された事例が3回以上もしくは管轄外で徴収された事例が1回以上ないという基準でした。

②税関申告書類と通関手続

同 Circular は税関申告書類で使用される新しいフォームを提供しています。

- 同 Circular は、輸出入税又は付加価値税が免税となる商品を輸入する場合の必要書類についての詳細なガイドラインを規定しています。
- 同 Circular は、通関手続に誤りが存在する場合、当該誤りを補足・訂正するための期限について規定しています。詳細は以下の通りです。
- 誤りの発生により税額が変わらない場合：当該の誤りを訂正・追加する期限は、商品検査の実施前又は商品検査の免除決定前となります。
- 誤りの発生により税額が変わる場合：当該誤りを訂正・追加する期限は、税関申告書類を提出した日から60日以内で、かつ、納税者の事務所で実施される税務調査前となります。ただし、納税者自らが不正を発見し税関当局へ通知しなければなりません。
- 同 Circular によると、税関申告の際に商品の検査免除が認められたにもかかわらず、申告の15日以内に輸出されない場合、税関当局又は納税者は提出された税関申告書類をキャンセルすることが出来ます。

輸出入税

輸入税及び輸出税の計算基礎及び計算方法は、特別な場合を除き、これまでの規制から変更していません。特別な場合とは以下の通りです。

①免税対象となる商品の使用目的の変更

当初使用目的を前提に免税対象と認められた輸入品について、当該使用目的以外の目的で使用する場合には、使用目的変更時点で新品であるか中古であるかを問わず、新品の輸入品に対して適用される輸入税率が適用されます。

②輸入関税・輸出関税の確定申告

以前は輸出入関税の確定申告は、加工契約及び石油・ガス契約にしか当てはまりませんでした。しかし、同 Circular によると、輸出入関税の確定申告をしなければならない対象に、輸出入関税の免税品リストを登録する必要がある企業が追加されています。従って、同企業は、6ヶ月ごとに税関当局にレポートを提出する制度に代わって、次のように税額を確定させることが要求されています。

- 適用対象
 - (i) ハイテク製造ラインに使用される材料、又は、投資奨励分野案件又は ODA 案件の固定資産を形成する部品の製造に使用される材料
 - (ii) BOT、BTO、BT プロジェクト用の輸入材料
 - (iii) 石油・ガスを開発する業務に使用される輸入品
 - (iv) 船の建造に使用される輸入材料でベトナム国内生産ができないもの
 - (v) ソフトウェアの製造に使用される輸入材料でベトナム国内生産ができないもの
 - (vi) 製造開始から5年間輸入関税が免税される材料

- (vii)国境経済区で生産するための輸入材料及び半製品でベトナム国内生産ができないもの
- 申告期限
 - (i)、(ii)、(iv)、(v)の申告期限： 契約又は生産の完了日から 45 日以内
 - (vi)、(vii)の申告期限： 年度末
 - (iii)の申告期限： 商品又はサービス契約の終了日

確定申告内容は当該 Circular の第 103 条に規定されています。特に、(v)に関しては、5 年経過後において、生産に必要な水準を超えて残っている輸入材料や半製品はすべて申告しなければならず、関連する規則により、輸入関税、付加価値税及び特別消費税(あれば)を納税しなければなりません。

国境経済区における財政メカニズム及び財政政策

政府は 2009 年 3 月 2 日付けで、Decision33/2009/QD-TTg を発行しました。これは国境経済区における財政メカニズム及び財政政策に関するガイダンスとなっています。当該 Decision は 2009 年 5 月 1 日から施行され、国境経済区や非関税地区に対して適用されます。当該 Decision は優遇税制について以下の通り記載しています。

- 国境経済区で新たに設立された企業には 15 年間 10%の法人税の優遇税率が適用されます。適用期間についてはケースバイケースで変更しますが、最大 30 年を越えることはありません。また、4 年間の免税及びその後 9 年間は 50%減税が適用されます。さらに、国境経済区で働く労働者についてもベトナム人・外国人を問わず、個人所得税が 50%減税されます。
- 国境経済区に属する非関税地区では、付加価値税・特別消費税・輸出入関税に関する優遇税制が認められます。
- 国境経済区での投資プロジェクトは、その投資が投資奨励セクターに属する場合、プロジェクトの全期間もしくは一部の期間にわたって、土地及び水面使用料が免除される場合があります。また、現行の土地使用料の徴収に関する規則に基づいて土地使用料が免除又は減額されている場合は、それがそのまま適用されます。
- 非遡及的適用の原則に基づいて、投資ライセンス取得済みの案件については、当該 Decision の優遇税制に比べてより優位なインセンティブが現時点ですでに与えられている場合で、その適用条件が継続的に満たされている場合には、そのまま既存の優位なインセンティブを享受できます。また、既存のインセンティブが当該 Decision で規定された優遇税制より不利な場合には、この Decision の優遇税制が適用され、より優位なインセンティブを享受できます。
- 当該 Decision が施行される前に設立された国境経済区内にある商業又は工業地区は、非関税地区の条件に合致すれば当該 Decision が適用され優遇税制の対象となります。

ベトナム上場企業へ投資する外国人投資家に対する投資制限

政府は Decision 238/2005/QD-TTg に代わって、2009 年 4 月 15 日付で Decision 55/2009/QD-TTg を発行しました。これはベトナム上場企業へ投資する外国人投資家の投資制限に関するガイダンスとなっています。

当該 Decision によると、外国人投資家はベトナム上場企業の株式の 49%までしか取得できないとする上限規制は変更されていませんが、これに加えて各種株式や公的投資ファンドの資格に対する規制が詳細に定められています。又、同 Decision によると、外国人投資家とは、外国の組織や支店、外国人投資家が 49%以上所有するベトナム法人、外国人個人と定義されています。加えて、同 Decision はどのような組織がベトナムで証券会社やファンド管理会社を設立できるかについても詳細なガイドラインを規定しています。

Decision 55 が発行されても、政府は 2009 年 8 月 15 日付けで Decision 88/2009/QĐ-TTg を発行しました。これは Decision 36/2003/QĐ-TTg に代わるもので、外国人投資家によるベトナム企業への増資及び株式の購入についての一般的なガイドラインとなっています。

当該 Decision によると、外国人投資家の定義は概ね Decision 55 と一致しますが、当該 Decision は海外に居住するベトナム人を、もはや外国人投資家であると認識しません。従って、海外に居住するベトナム人はこれらの制限の対象となりません。

同 Decision はさらに有限会社やパートナーシップ組織に対する増資や、持株会社による株式取得に関するより明確で明瞭なガイドラインを示しています。

概して、Decision 88 はベトナム企業へ投資を希望する外国人投資家のための法的フレームワークを規定するその他の法的文書を総括する側面があります。

Decision 55 は 2009 年 6 月 1 日に、Decision 88 は 2009 年 8 月 15 日にそれぞれ施行されます。

投資と消費を促進するための追加税政策

政府が発行した 2009 年 1 月 21 日付の Decision 16/2009/QĐ-TTg 及び 2009 年 4 月 16 日付 Decision 58/2009/QĐ-TTg に続いて、財務省は Circular 91/2009/TT-BTC 及び Circular 85/2009/TT-BTC をそれぞれ 2009 年 5 月 12 日付と 2009 年 4 月 28 日付で発行しました。当該 Circular は投資と消費を促進するための追加税政策に関するガイダンスとなっています。注意すべき事項は以下の通りです。

付加価値税の 50%減税

- Circular 85 によると付加価値税の 50%減税措置は、繊維・布地・縫製品・刺繍製品・革製品、紙・各種紙製品、セメント、各種レンガ、バイクにまで適用されます。また、この付加価値税減税はこれらの製品の生産工程で生じる廃棄物や投入される原材料に適用されるとともに、輸入・生産・加工・販売のすべての段階で適用されます。
- Circular 91 によると、同 Circular の添付資料に示されている減税対象リストに記載される製品から生じた廃棄物や原材料を、リサイクル又は再利用した製品についても同様に付加価値税が 50%減税されます。
- Circular 91 は、2009 年 2 月 1 日から 2009 年 12 月 31 日まで有効です。従って、2009 年 2 月 1 日以降に税関登録された物品について、必要に応じて修正申告や還付申告が可能であり、当該 Circular は輸入者のためにこうした手続きを規定しています。

加えて、Circular 91 は、2009 年 2 月 1 日以降に販売された物品で、付加価値税 50%減税が適用できるにもかかわらず VAT インボイスで 50%減税を適用しなかったものに関して、50%減税を適用するための、インボイスや支払 VAT 及び受取 VAT の修正申告に関するガイダンスも規定しています。

輸入物品に対する付加価値税の納付期限の延長

- 輸入品である機械、設備、スペアパーツ、テクノロジーラインの一部となる特定の輸送機器（まだ国内で製造できないもので、かつ、固定資産を形成するために必要なもの）については、付加価値税の納付期限が 180 日延長されます。機械や設備を含むテクノロジーラインのうち、国内で製造できるものについても、この納付延長が適用されます。
- 2009 年 5 月 1 日から 2009 年 12 月 31 日までの間に通関手続きを行った輸入物品に対する延長期間は、通関申告書の登録日付から起算して 180 日（休日・祭日を含む）以内となります。
- 企業が納付期限の延長対象となる輸入製品の使用目的を変更する場合は、通関手続きを行った税関局で申告と納税を行う必要があります。この際、税額の計算は使用目的が変化した時に行われなければなりません。

法人税の減税

- 2008 年第 4 四半期の 30%法人税減税が適用される対象企業は、織物、繊維、刺繍製品、染色品、衣類の製造又は加工企業、革靴と革製品の製造企業にまで拡大されました。
- 減税の額は 2008 年第 4 四半期の課税所得を元に計算されるか、もしくは 2008 年度の法人税額の 4 分の 1 をもとに計算されます。
- 法人税減税が適用可能な事業活動からの利益が区分して記録されていない場合には、すべての事業活動の総収入に占める減税対象となる事業活動の収入の割合により減税額を計算します。
- 企業は、当該規則に従って 2008 年第 4 四半期の法人税を減額するための追加申告書を提出することができます。そして 2008 年分の法人税がすでに納付されている場合には、将来の法人税と相殺するか又は還付申請をすることができます。

登録税の減額

- 2009 年 5 月 1 日から 2009 年 12 月 31 日の間に地方税務局に申請された 10 席以下（運転者の席を含む）の旅客輸送用自動車の登録税は 50%減税されます。当該申請は、初回登録か 2 回目以降の登録かどうかを問いません。しながら、登録税の 50%減税は、旅客と貨物の双方輸送用自動車には適用されません。

Circular85 は 2009 年 5 月 1 日から 12 月 31 日まで有効です。

ASEAN-日本の包括的経済連携協定に関するガイダンス

財務省は 2009 年 4 月 28 日付で、2008 年から 2012 年までの ASEAN-日本包括的経済連携協定 (AJCEP)を具体化するために、Circular 83/2009/ BTC-TT 及び同 Circular に添付されるベトナム側の輸入関税率を発行しました。AJCEP は、2008 年に締結され、2008 年 12 月 1 日から効力を発するものであり、ASEAN や日本との間の双方向の取引に関して関税を減額することを目的としています。

ベトナムから日本へ輸入される全 9111 品目のうち、7264 品目が同協定の効力発生日からすぐに免税対象となります。また、残りの品目については翌年の 4 月 1 日から 3 月 31 日の期間から減税が始まって、段階的に関税が減少します。

当該 Circular は、優遇関税率の対象となる製品の詳細なリストを規定しています。当該リストには、例えば、繊維、縫製品、染色品、衣料・農産物・機械備品・電子備品、木製家具などが含まれます。

AJCEP に基づき優遇関税率を適用するためには輸入物品が以下の基準に合致していなければなりません。

- Circular 83 に添付されている優遇関税率対象リストに含まれていること
- 協定が締結された ASEAN 諸国又は日本からの輸入であること
- 第三国を経由せず直接輸出国からベトナムへ輸送されること
- ASEAN や日本の原産地条件に一致すること、そして原産地証明書(Form -AJ)を取得すること

Circular 83 が発効する前にすでに税関申告を行った物品について、仮に上記の条件合致する場合には、関税額の再計算を申請するために以下のような追加資料を提出することができます。

- 税額再計算申請のためのオフィシャルレター（原本）
- 税関申告書（原本及びコピー 1 部）
- 原産地証明書(Form -AJ)（原本）
- 輸入税及び特別消費税の納税証書（原本及びコピー 1 部）
- 輸入契約書（原本及びコピー 1 部）

- 委任契約書(原本及びコピー1部)
- 上記の資料の一覧表

当該 Circular は 2009 年 6 月 14 日から施行され、2008 年 12 月 1 日からの輸入品に適用されます。

関連文書

2009 年 1 月 1 日以前に受け取った前受金に課せられる VAT の申告

財務省は 2009 年 5 月 18 日付けで、各所轄税務署へのガイダンスとして Official Letter 6992/BTC-TCT を発行しました。これは不動産やインフラ開発及び建物建設に関して契約した企業が、発注者との間で合意した条件に基づいて 2009 年 1 月 1 日以前に受取った前受金にかかる付加価値税の申告・納税に関するガイダンスとなっています。

これらの企業は、2009 年 1 月 1 日以前に受取った前受金にかかる付加価値税に関して、少なくとも 2009 年 9 月 20 日まで(8 月の VAT 申告期限)に VAT インボイスの発行、VAT 申告及び VAT 納税を行うことが求められます。

仮に、これらの企業が 2009 年に入ってから継続して同案件の前受金を受け取っている場合には、同社は前受金合計額について(つまり 2009 年 1 月 1 日以前分及び 2009 年中に受取った前受金を合計)、VAT インボイスを発行し、VAT 申告及び VAT 納税を行う必要があります。

VAT 課税額について、OL6992 では特別に以下の通り定めています。

- 政府から土地の提供を受け、国に土地使用料を支払っている場合: VAT 課税額には当該土地使用料は含まれません。
- 政府から土地の提供を受けていない場合: VAT 課税額は、受取金額から、各省又は市町村の人民委員会で定められた土地代金の金額を控除した金額となります。
- オークションにより土地を入手した場合: VAT 課税額には、オークション価格は含まれません。

納税義務を履行していない場合のベトナムからの出国阻止

税務総局は 2009 年 5 月 18 日付けで、出入国管理局へのガイダンスとして Official Letter 1850/TCT-PC を発行しました。これは納税義務を履行していない納税者の出国を阻止するために、税務当局と出入国管理局との間の協業を要請する内容となっています。

出入国管理局は、税務当局の通知に基づいて納税義務の履行が完遂していない以下の個人の出国を阻止することができます。

- 外国で定住するために出国するベトナム人
- ベトナムでの勤務期限を終えて出国する、外国で定住予定のベトナム人又は外国人
- ベトナムで納税義務の履行が完遂していないにもかかわらず出国する意図を持つ個人

その他情報

失業保険に関するガイダンス

労働省は 2009 年 5 月 6 日付けで Official Letter 1461/LDTBXH-VL を発行しました。当該 Official Letter は、失業保険の適用に関するガイダンスとなっています。注意すべき事項は以下の通りです。

- 出産休暇あるいは病気休暇の間、雇用主から給与をもらわず社会保険から手当を受取る従業員は、失業保険料の納付を行う必要はありません。従って、当該期間は失業保険の計算期間には含まれません。
- 他の支店に転勤する従業員は、その本社が失業保険加入の対象事業所である場合、失業保険に加入できます。

- 失業保険料の支払いのために、外貨での給与をベトナムドンへ変換する場合には、社会保険料の支払いの場合と同様に、6 ヶ月に一度社会保険庁が公表する為替レートを使用しなければなりません。
- 失業保険の規則に違反する支払遅延がある場合の利息は、社会保険に関する規則に従って計算されます。

工業団地・輸出加工区・経済区にある外国企業(FDI)に対する投資ライセンス

WTO での公約どおり、2009 年より外資企業は、輸出入や国内流通といった販売活動及び販売活動に関連する活動を実施するための会社を設立・運営することができます。

通産省(MOIT) は 2009 年 5 月 18 日付けで Official Letter 4422/BTC-KH を発行しましたが、当該 Official Letter は、工業団地・輸出加工区・経済区で事業を行っている既存の外国企業(FDI)が投資ライセンスを修正して販売活動を実施する場合の投資ライセンス付与の手続きについて規定しています。

該当 Official Letter によると、人民委員会は通産省(MOIT)から承認書を受取った後に、上記外国企業(FDI)に対して、輸出入や国内流通といった販売活動を行うための事業許可書を付与することができます。

投資ライセンスの書き換えに必要な書類は以下の通りです。

- 1) 事業許可申請書
- 2) 必要条件を満たす事の説明資料
- 3) 実行予定の活動に関する登録書

ここで重要な点は、こうした販売活動を実施する上での必要条件を満たす事の説明資料が非常に広範囲にわたるものであるということです。当該資料には、法人の国籍、投資方法、販売予定の商品やサービス、輸出入の方法、ビジネスサイクル、ターゲットとなる市場や顧客、予定される倉庫、商品の確保及びその他の経営課題などが含まれます。

従って、外国企業の提案内容が WTO の公約に合致するかどうかについての通産省(MOIT)の認可は、上記の基準をもとに評価され決定されます。

なお、上記内容はベトナムで販売活動を目指す新規の外国投資家にも適用される可能性があります。

Richard Buchanan

税務パートナー
rbuchanan@deloitte.com
電話: +84 8 3910 5267

Tom McClelland

税務パートナー
tmcclelland@deloitte.com
電話: + 84 8 3910 0751

Tuan Bui

税務ディレクター
tbui@deloitte.com
電話: +84 4 3577 0782

高石 元

日系企業担当ディレクター
gtakaishi@deloitte.com
電話: +84 8 3910 0751

加藤 耕平

日系企業担当ディレクター
kokato@deloitte.com
電話: +84 4 3852 4123